

雨水流出抑制対策を目的とした 透水性舗装の設置にご協力ください

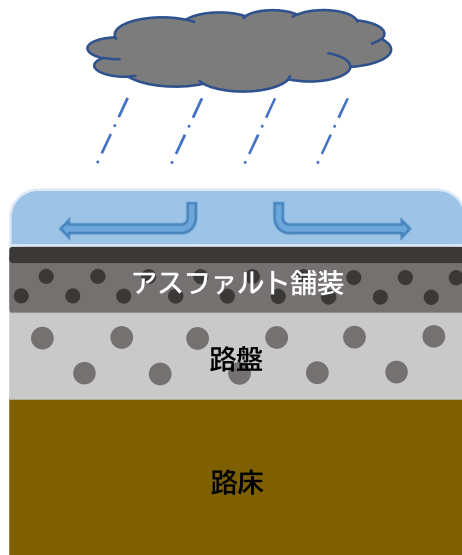
雨水浸透施設設置推進事業補助金のご案内

◎目的・趣旨

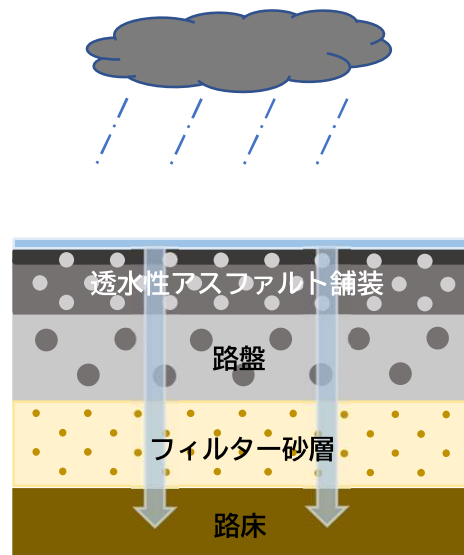
近年、大雨による浸水被害が全国で増加しており、本市でも宅地化の進展により雨水が浸透しづらくなり、浸水リスクが高まっています。

市では「透水性舗装」を設置する方への補助制度を実施しています。市民の皆様のご協力により、官民一体となって水害に強いまちづくりを進めます。

◎透水性舗装のイメージ



通常のアスファルト舗装
…雨水が舗装面を伝って側溝や水路へ排水
→流出量が増えるため浸水リスクが高まる



透水性アスファルト舗装
…雨水が浸透するため水が溜まらない
→流出量が抑えられて浸水リスクが低下

◎補助制度の概要

🏠 補助対象施設

敷地内の雨水を地中に浸透させる透水性舗装
(透水性インターロッキングブロック・平板を含む)

👷 補助対象事業

市街化区域において10㎡以上の雨水浸透施設を設置する工事
※公共施設帰属・分譲目的は対象外

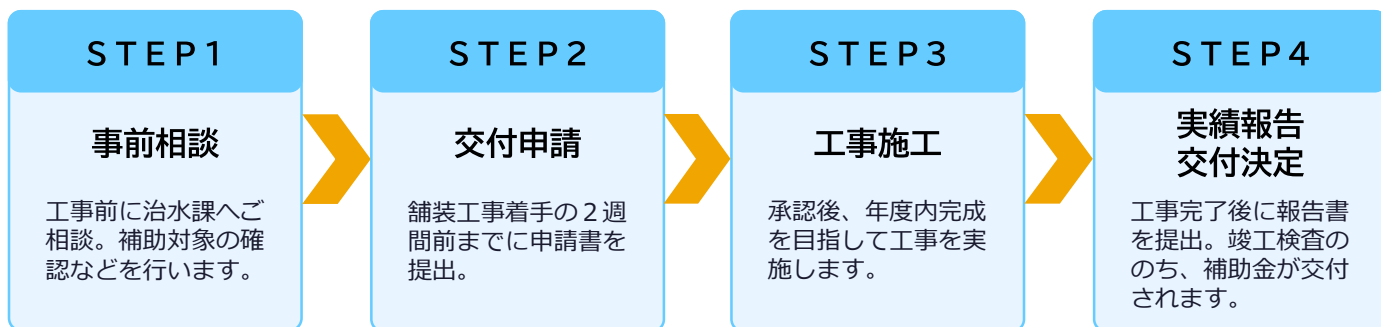
💰 補助金額

1㎡あたり 800円
(1,000円未満切り捨て)
上限 30万円/件

裏面「雨水浸透施設設置推進事業 補助金申請ガイド」も併せてご覧ください。

雨水浸透施設設置推進事業 補助金申請ガイド

◎申請から完了までの流れ



◎注意事項

- ✓ 補助金交付申請は舗装工事着手の2週間前までに2部提出してください。
- ✓ 事業は原則として申請する年度内に完成させてください。
- ✓ 施工内容が変わった場合や年度を跨ぐ場合は変更申請を行ってください。

◎よくある質問 (Q & A)

Q 透水性インターロッキングブロックも対象になりますか？

A はい、透水性インターロッキングブロックおよび平板も補助対象に含まれます。

Q 市街化調整区域でも申請できますか？

A 申請できません。補助対象は市街化区域内の工事に限られます。

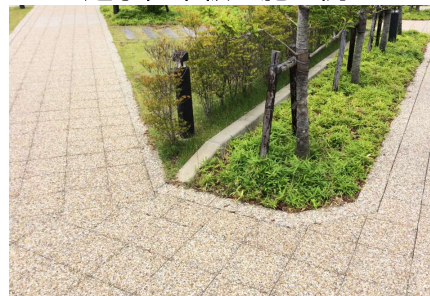
Q 10㎡未満の工事は対象外ですか？

A はい、補助を受けるには10㎡以上の施設設置が必要です。

Q 分譲目的の土地・建物に設置する場合は？

A 販売・分譲を目的とした土地または建築物への設置は補助対象外となります。

透水性平板 施工例



提供：全国エクステリアコンクリート協会

詳しい制度内容や申請方法については、治水課ホームページをご覧ください。下記までお気軽にお問い合わせください。

<お問い合わせ・申請窓口>

大垣市役所建設部治水課

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

Tel[代表](0584)81-4111/[直通](0584)47-7850



治水課ホームページ
QRコード